

阿久根市民交流センター（仮称）建設方針 （案）

平成25年6月

阿久根市

目 次

1	阿久根市民交流センター（仮称）の目的と役割	1
(1)	施設の目的	1
(2)	施設の役割	2
2	市民交流センターの整備方針	3
(1)	芸術・文化振興及び生涯学習の拠点	3
(2)	交流・にぎわいの拠点	3
(3)	大ホールの整備方針	4
3	計画概要	5
(1)	敷地の場所及び面積	5
(2)	敷地の状況	5
(3)	延べ床面積	5
(4)	配置計画・建築計画・設備計画	5
4	施設の機能	7
(1)	交流センターエリア	7
①	共通ロビー	7
②	大ホール	7
③	ホワイエ	8
④	リハーサル室	8
⑤	大ホール附属室及び設備	8
⑥	交流室	10
⑦	管理事務室	10
⑧	倉庫その他	10
(2)	図書館エリア	11
(3)	屋外エリア	11
(4)	その他	11

1 阿久根市民交流センター（仮称）の目的と役割

現市民会館は、阿久根市の文化・芸術の活動拠点としての役割と、社会教育施設は生涯学習の拠点としての役割を担ってきました。大ホールは、式典、各種大会、文化講演会、発表会等に利用され、会議室等は、各種団体、企業、講座等の会議、展示販売、文化団体の会合等に利用されてきました。

平成21年2月に策定した「阿久根市民会館基本計画」では、整備の目的、基本理念を「恵まれた自然風土の中に育まれる豊かな文化の創造拠点」とし、施設整備の方向性を次のように定めています。

- 交流の場の創造
- 豊かな「自然を感じる」空間づくり
- 本物と呼べる基本性能の高いホール
- 誰でも気軽に立ち寄れる親しみやすさ

これを踏まえたうえで、阿久根市民交流センター（仮称）（以下「市民交流センター」という。）としての役割、位置づけを明確にします。また、施設整備にあたっては、「阿久根市民会館建設基本構想」（以下「基本構想」という。）及び「阿久根市民会館建設基本計画」（以下「基本計画」という。）を原則とすることとしますが、本建設方針が「基本構想」及び「基本計画」に優先して考慮するものとします。

(1) 施設の目的

平成19年度に実施した「市民アンケート調査」では、市民会館に求められる機能として、「複合施設として、様々な人々が触れ合う機能を持つ施設を目指す。」という回答が一番多く寄せられていることから、交流の場としての機能が求められています。

現市民会館は潟地区を含めた市街地の中心地に位置していることから、公共施設等も集中しており、人々が集いやすい位置といえます。このため、市民交流センターは、より市民ニーズに対応した施設として、市民が集まりやすく、利用しやすく、長期にわたり市民に愛される施設となることが望まれます。

また、本市は北薩地域の圏域にあって、ほぼ中央という立地条件にあり、それを生かした施設利用のほか、漁港や観光資源とリンクさせた活用などによるぎわいの創出が期待できます。

したがって、市民交流センターは、芸術・文化活動に加え、子供からお年寄りまでの多くの市民が集い、学び交流することにより、まちに活気があふれ、地域の魅力を高められる交流拠点となる施設づくりを行います。

※平成19年に実施した「市民アンケート調査」

Q：市民会館をまちづくりや文化振興にどのように活用したらよいと思いますか。	
1 講演会や文化事業を行う事によって芸術・文化の振興を図る。	148人
2 各種講座の実施によって、生涯学習の拠点となるようにする。	90人
3 複合施設として、様々な人々が触れ合う機能を持つ施設を目指す。	165人
4 阿久根の歴史や産業の事が、ここで全て分かる施設として、郷土愛を育む。	53人
5 その他	11人

(2) 施設の役割

市内の文化団体等の活動は、各団体において、自主的・計画的な活動が行われています。市民の芸術・文化への関心は高く、活動団体の活性化をはじめ、芸術性の高い文化行事の開催、市民が芸術・文化活動に親しめる場所が求められています。同時に、地域に残された郷土芸能の保存・継承されていくような支援が必要です。

また、生涯学習の拠点として様々な学習機会の提供に努めており、今後も引き続き、市民のニーズに対応した講座の開設を行うほか、多様な学習に対応できる施設づくりが望まれます。

さらに、少子高齢化が進む本市においては、高齢者が気軽に立ち寄り交流する場、子育てを支援できる場など、様々な世代の交流や情報交換ができる場所の確保が必要となっています。

この様に、教育、健康、生きがいづくりなど多様な活用ができる施設とすることで、市民相互の交流の輪が広がりまちのにぎわいを創出することになります。

したがって、市民交流センターは、従来市民会館がもっていた芸術・文化機能及び生涯学習の機能をもった施設としての役割に加え、交流・にぎわいを創出する機能を併せ持った複合施設として整備を行います。

2 市民交流センターの整備方針

(1) 芸術・文化振興及び生涯学習の拠点

子ども会，高齢者団体，女性団体，趣味のサークルなど，市民の多様な芸術・文化活動の支援，郷土芸能の伝承活動の支援，その発表の場としての芸術・文化振興の拠点施設として計画します。

また，生涯学習の拠点として，様々な学習機会に対応できる施設とするとともに，趣味や娯楽などの生きがいつくり，創作，発表など多様なニーズに対応した施設として計画します。

(使い方の例示)

- ・市民のコンサート，演奏会，合唱，演劇，郷土芸能などのお披露目の場
- ・市民の舞踏，音楽，美術などの総合的な練習，創造のための施設
- ・生涯学習講座
- ・郷土学習の場
- ・各種団体の会議や講習会等に活用できる施設
- ・洋画展，文化祭時の作品等の展示ができる施設

(2) 交流・にぎわいの拠点

芸術・文化活動による市民の交流をはじめ，高齢者と子どもが世代を超えて交流したり，子育て世代の親が相互に交流したり，様々な市民が交流できる場としての施設整備を行い，コミュニティ活動を支えるまちづくりの交流拠点として計画します。また，人が集うことで地域の活力を創出し，地域の活性化に結びつけていけるようなにぎわい拠点として計画します。

さらに，市民への情報提供，市外への情報発信ができる施設づくりを目指すとともに，防災に対応した施設づくりを行います。

(使い方の例示)

- ・高齢者の閉じこもりや孤立化の防止と仲間づくりの場としてのふれあいサロンを設置し，ゲームや軽運動などのレクリエーションや食事会などを楽しみ，高齢者の交流や談笑を通じた仲間づくりを行う。
- ・子育て支援センターが実施する「親子教室」の実施など，育児についての悩みや不安の相談，情報の交換，親子遊びの体験など，小さな子どもを持つ親が安心して集えるような，子育てを支援する。
- ・利用者が交流を深め，高齢者が若い親に子育ての知恵を伝えたり，子どもが遊ぶ様子を見守ったり，読み聞かせを行うなど，高齢者と障がい者，子どもたちとの交流イベント，手芸品などの作品展，各種講座の開催など

- ・NPOやボランティアグループなど地域づくりのネットワーク機能をもつ情報交換の場
- ・市民の憩い場としていつでも誰でも立ち寄り、ゆとりと癒しを持てる場を提供できる施設
- ・様々なイベントなどの開催により多くの市民が集い賑わう場を提供できる施設として計画する。
- ・地域情報の収集や発信を行い、市外住民との交流ができる空間づくりを行う。
- ・災害の状況に応じた避難場所

(3) 大ホールの整備方針

文化振興の目的は、そこに住んでいる人々の感性が豊かになり、価値観やライフスタイルが変容していくことにより、まちに愛情が生まれ、よりよいまちをつくろうとする市民意識の醸成を図ることです。

したがって、そこに住んでよかったと思えるようなまちをつくるためには、市民の中にいかに文化の芽を育てるかということが重要となっています。

その点で大ホールの役割は大きいものがあります。このため、大ホールの整備にあたっては、優れた芸術や文化に触れる機会を創出することはもちろんのこと、市民が観る側だけでなく、演じる側にもなり、市民相互の交流が図られるような施設づくりを目指します。

また、多くの市民に活用され、永く愛される施設とするためには、大ホールの舞台上で演じてみたい、歌ってみたい、演奏してみたいと思える施設づくりが必要です。同時に、それを家族、友人、知人、あるいは多くの市民が観に来てくれる施設とするため、観る側と演じる側が近い距離で、お互いに顔が見える距離である施設づくりを目指します。

3 計画概要

(1) 敷地の場所及び面積

① 場所

阿久根市塩鶴町二丁目2番地外

② 面積

22,019.50㎡

第1種中高層住居専用地域（容積率150% 建ぺい率60%）

※「新市民会館建設基本計画」P8を参照

(2) 敷地の状況

- ① 敷地は、西側、南側及び北側の三方が市道に接しており、周辺の住環境への配慮、大規模イベント時の混雑緩和、その他十分な安全対策などを考慮して出入り口の設置箇所を計画します。
- ② 敷地には、既設市民会館が現存していることから、施設運営を継続させながら新築する計画とします。
- ③ 既存のホールの北西部の敷地は、解体済みの体育館跡であるが、杭が地中に残してあるので、留意することとします。
- ④ 敷地が河口部で低地にあることから大雨や満潮時の増水等の自然災害に対応した対策を講じることとします。
- ⑤ 敷地がもともと湿地帯にあることから、軟弱地盤を想定した対応を講じることとします。

(3) 延べ床面積

・交流センターエリア	5,000㎡程度
・図書館エリア	1,800㎡程度
合計	6,800㎡程度

※概算事業費及び施設機能を満たす計画であれば、必ずしも拘束される必要はありません。

(4) 配置計画・建築計画・設備計画

- ① 配置計画は、複合施設としての機能性と周辺環境への調和を重視した配置とします。
- ② 施設整備は、ユニバーサルデザインに基づく施設づくりを目指します。
- ③ 配置計画は、基本計画の「建物配置計画」及び「外部動線計画」を参考としますが、必ずしも拘束されるものではなく、効率的かつ機能的に有効活用ができるような計画とし、新たな発想での計画とします。

- ④ 建築計画は、基本計画の「内部ゾーニング計画」、「内部動線計画」、「客席レイアウト計画」及び「施設デザイン計画」を参考としますが、必ずしも拘束されるものではなく、効率的かつ機能的に有効利用がきるような計画とし、新たな発想での計画とします。
- ⑤ 設備計画に関する基本的な考え方として、以下の設計方針により計画します。
- ア 維持管理費のかからない設備計画
 - イ 自然環境に対して、できるだけ負荷のかからない設計（省エネルギー設計・太陽光発電などの検討）
 - ウ 誰もが操作でき、かつ安全性に配慮した設計
 - エ 施設内容、使い勝手を把握した設計
- ⑥ 電気設備計画、給排水設備計画及び空調設備計画は、基本計画を基本としますが、最新の機能と性能をもった設備等で計画します。

4 施設の機能

施設は、交流施設の交流センターエリアと図書館エリアに区分し、併設して整備を行い、施設の相互利用が図られ、交流施設として相乗効果が得られる配置とします。

(1) 交流センターエリア

① 共通ロビー

ア 共通ロビーは、自然に人が集まり、交流を図ることができる広場の交流空間として計画します。

イ 大ホール専用の空間であるホワイエと接し、共有できるスペースとして計画します。

ウ 文化活動の発表の場となるギャラリーを中心に、開放的なアトリエ、交流ホールとしても活用できるスペースとして計画します。

エ ロビー内に配するギャラリーは、市民の日頃の学習成果の発表・展示の場となり、総合文化祭や洋画展に限らず、常に開放された展示・発表の場とします。

オ 共通ロビーの出入り口は、大ホールのホワイエ、単独での出入り口、図書館との連絡通路の出入口として3箇所を計画します。

カ トイレ（多目的トイレを含む）は、男女比や大ホールにおける相互利用など施設全体で工夫し、過不足や無駄のない計画とします。

キ 2階以上の階がある場合には、共通ロビーから利用できるエレベーターを設置します。

② 大ホール

ア 客席は、概ね650席とするが、より多くの方が入れるようなスペースの確保に努めます。

イ 市民の歌、舞踏をはじめとする様々な活動に対応しやすい、一般に広く普及しているプロセニウム形式（客席からみて舞台を額縁のように区切る形式）の舞台を持つホールを基本として計画します。

ウ 客席は、固定席を基本とし、スロープ式に段差をつけた多層式構造として計画します。

エ 客席には、車椅子席や親子観覧席を設置します。

オ 一流アーティストが呼べるような舞台でありながら、一般の利用者にとっても敷居の高いものではない、誰にでも使いやすい機能的な基本性能の高いホールとします。

カ 「誰でも気軽に立ち寄れる」「誰もが演者となれる」「誰もが学ぶこ

とを楽しめる」「誰もが教える側に立つこともできる」ような、永く市民に活用される文化の拠点として親しみやすいホールとします。

キ いす席は、長時間の鑑賞にも対応できるようなシートとします。また、座席幅は、快適に使用できるサイズ・間隔とし、いす背間の幅は、着座している人の足を跨ぐことなく通路を移動できるような間隔とします。

ク 2階以上の階がある場合には、エレベーターを設置します。

ケ 舞台の両側に花道をつける計画とします。

③ ホワイエ

ア 開演待ちや幕間にゆったりと落ち着ける場所として、周囲の緑地を望む眺望を確保した演目の余韻を味わえるホール専用の空間とします。

イ 共通ロビーと接し、共有できるスペースとします。

④ リハーサル室

ア 公演の本番を想定したリハーサルが可能となるよう、舞台と同程度の広さをもつリハーサル室を設けます。

イ 市民の文化活動のための練習室として、日常でも身近に利用できるような位置に配置し、様々な活動を支援する場とします。

ウ バンドや吹奏楽、ダンスなどの利用に際して、他施設や外部に対して振動や騒音の影響が少ない構造とします。

エ 床は、バレエやダンスなどの利用に支障のない弾性を備えたフローリングとし、壁面には、バレエバーと鏡(遮断用のカーテンなどを計画)を備える計画とします。

⑤ 大ホール附属室及び設備

大ホールの附属室として、大ホールの機能に必要な諸室を適宜配置します。それぞれの諸室は、利用される方々の動線を十分に配慮した位置に適宜配置し、効率的・機能的な作業が行える計画とします。また、それぞれの動線は必要に応じて管理が可能で、不可欠な安全性を担保できる計画とします。

ア 楽屋

(ア) 楽屋は、舞台に近い位置に配置し、発表会等の開催を想定して、客席から楽屋まで舞台を経由しない動線を確保します。

(イ) 楽屋は、出演者の収容人数に応じた広さの部屋を適宜計画し合計3部屋程度を確保します。

- (㉔) 内部は、出演者の使い勝手に柔軟に対応するものとし、各部屋内に舞台の進行状況を確認できるモニターを設置します。
- (㉕) 楽屋エリアには、トイレ（多目的トイレ含む）、給湯室、シャワー室を配置します。
- (㉖) 楽屋エリア入口は、大ホールエリアへの入口とは別に出入口を設置します。この出入口は搬入口との兼用でも構いません。

イ 大道具置場

- (㉗) 大ホールの舞台に近接する位置に、大道具置場を計画します。
- (㉘) 大道具置場は、大型の大道具が障害なく大ホールの舞台に移動できる動線を確保します。
- (㉙) 大道具置場は、室内での作業時に発生する音や振動が大ホールに影響がない構造として計画します。

ウ ピアノ庫

- (㉚) グランドピアノを格納する楽器庫を計画します。
- (㉛) ピアノ庫は、個別に空調機器を備え、温度・湿度の管理が行えるよう計画します。
- (㉜) ピアノ庫は、舞台に障害なく移動できるように配置します。

エ 搬入口及び荷捌場

- (㉝) 搬入口及び荷捌場は、搬入作業がその他のエリアで行われている活動に全く影響を及ぼさない位置に計画します。
- (㉞) 搬入口には、大型車両（牽引車両も含む）が寄りつけ、天候に関係なく安全に荷下ろしができる計画とします。
- (㉟) 荷捌場からは、大型の大道具等を簡便に、安全に舞台まで移動できる十分な広さと高さを備えた動線を確保します。
- (㊀) 敷地内には、この搬入車両の駐車スペースを確保します。

オ その他

音響調整室、調光操作室など舞台演出を支える舞台技術諸室を適宜設置し、専門的な演出にも対応できるホールとして計画します。

カ 大ホールの設備

- (㊁) 音楽会、演劇、講演会、映写会等市民を中心としたホールとして、できるだけ簡易な操作も可能な設備計画とします。
- (㊂) 安全性を最も重視し単純操作の中に吊り物相互のインターロック機能を設け、電動式、手動式を併用することにより、利便性と操作コストを軽減する設備計画とします。
- (㊃) ステージ全体の明るさの保持や、スポットライトを吊り込み部分的な照射を行う照明バトン、舞台上部や両袖部の吊物・照明等を隠す

ための諸幕，舞台の最後部で照明効果や色彩（青空，夕焼け空等）を演出するホリゾン幕，式典時の看板，演劇時の大道具をつり込む美術バンド等を設けます。

- (エ) その他詳細については、「新市民会館建設基本計画」の「舞台機構計画」（P 28～P 29～）、「音響設備計画」（P 29～P 30）及び「調光及び舞台照明設備計画」（P 31～P 32）を基本としますが，最新の機能と性能をもった機器等で計画します。

⑥ 交流室

ア 交流室は，集会や会議，生涯学習活動，文化活動，ボランティア活動など市民の多様な活動の利用に対応できる諸室として適宜配置します。

イ 基本的には，共通ロビーから単独利用が可能な諸室として計画します。

ウ 1室は，最大収容時には，150人が収容できる小ホール的な活用ができる交流室を計画し，状況に応じて間仕切りの変更レイアウトで増減に対応できる計画とします。また，同時に，個別利用の場合には，十分な遮音や振動を防ぐ性能を確保します。

エ 交流室は，プロジェクター，録音・録画機能及びインターネットが利用可能な設備を計画します。

オ パソコン講座が開催できるようIT対応の部屋を1室計画します。

カ 40から50人程度収容できる和室を1室計画します。和室は，集会機能に加え，和的な行事利用に対応できる機能を備えます。

⑦ 管理事務室

ア 管理事務室は，施設全体を管理するための部屋であるとともに，共通ロビーに面して，利用者の案内や施設利用案内及び利用申込，入場券の販売など利用者に関与した機能を備えます。

イ 必要な機能として事務スペース，打合せ室，利用者用カウンター，更衣室，給湯室などを計画します。

⑧ 倉庫その他

ア 交流室で利用する会議用机及び椅子を収納できる倉庫を確保します。

イ 屋外用備品等とともに，飲料水や非常食，毛布などの災害支援物資を備蓄しておくための倉庫を確保します。備蓄倉庫は，車両による搬入出に配慮します。

ウ 電気室や機械室など建築設備を動かすための設備機械室を必要に応じて計画します。

エ 託児室としてオムツの交換や調乳，授乳を行うことのできる機能を備えます。また，救護，休憩スペースとしての活用も行います。

オ 施設利用者が利用できる給湯室を計画します。

(2) 図書館エリア

・別冊「阿久根市立図書館建設方針（案）」

(3) 屋外エリア

- ① 施設全体の玄関口として迎え入れるための演出・奥行きを持たせます。
- ② 施設の室内空間に広がりを持たせるための庭として修景します。
- ③ ホール施設や交流施設及び図書館を利便性の高いものにするため，駐車場・広場などは十分なスペースを確保します。また，屋外イベントに活用できるイベント広場のスペースを計画し，駐車場利用がない場合には，駐車場と一体となって活用できるように工夫します。
- ④ 駐車場は概ね300台を収容できる計画とします。
- ⑤ 身障者駐車場を計画します。
- ⑥ 駐輪場を計画します。
- ⑦ 出入り口は，周辺の住環境への配慮，大規模イベント時の混雑緩和，その他十分な安全対策などを考慮した設置箇所を計画します。
- ⑧ 周辺環境との調和を図るための緩衝帯としての機能及び緑地を配置します。

(4) その他

- ① 施設内外において，床の段差の解消や点字ブロック設置など，障がい者に十分配慮した計画を行います。
- ② 案内標示は，点字表示を併設します。また，文字は大きく高齢者にも見やすいよう配慮します。
- ③ 階段には，蹴込板のないものや段鼻が出っ張っているものは避け，極力両側に連続した手すりを設けます。
- ④ エレベーターは，乗降ボタン，操作パネルを車椅子使用者の手の届く範囲に設置し，ドアは安全装置付きのものとします。

- ⑤ 自然エネルギーの活用などによる省エネルギー化の推進や，省エネ型機器の採用など環境性能に配慮した施設を目指します。
- ⑥ 災害の種類及び被害の状況等により適時開設される避難所として位置づけ，防災連絡設備に加え，自家発電設備や太陽光発電設備等の発電設備，雨水タンク等の設置を計画します。